

総社市お試し住宅条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第5号

総社市お試し住宅条例

(目的)

第1条 この条例は、本市へ移住を希望している者（以下「移住希望者」という。）に、本市での生活を一時的に体験できる機会を提供するため、お試し住宅を整備し、もって移住の推進及び人口の流入を促すことを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
そうじゃお試し住宅	総社市清音上中島 164 番地 13

(利用資格)

第3条 お試し住宅を利用できる者は、移住希望者であり、かつ、次の各号に掲げる全てを満たすものでなければならない。

- (1) 市外に住所を有する者
 - (2) 旅行に伴う宿泊利用でない者
 - (3) 総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団員等でない者
- (利用の許可)

第4条 お試し住宅を利用しようとする移住希望者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用期間)

第5条 お試し住宅の利用期間は、1泊を単位として、2日から14日までの間とする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、利用期間を延長することができる。

2 利用期間の開始日及び満了日は、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除いた日とする。

(利用料)

第6条 お試し住宅の利用料は、1泊につき2,000円とする。

2 お試し住宅の利用料は前納とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により納付した利用料は還付しない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の請求により還付することができる。

(利用者の注意義務等)

第7条 利用者は、お試し住宅の利用について常に細心の注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 利用者は、故意又は過失により、お試し住宅の建物、設備又は備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力その他市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(立入り)

第8条 市長は、お試し住宅の防火、火災の延焼及び構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾を得ることなく、お試し住宅内に立ち入ることができるものとする。

(事故責任)

第9条 市長は、お試し住宅が市長の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びお試し住宅敷地内で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。